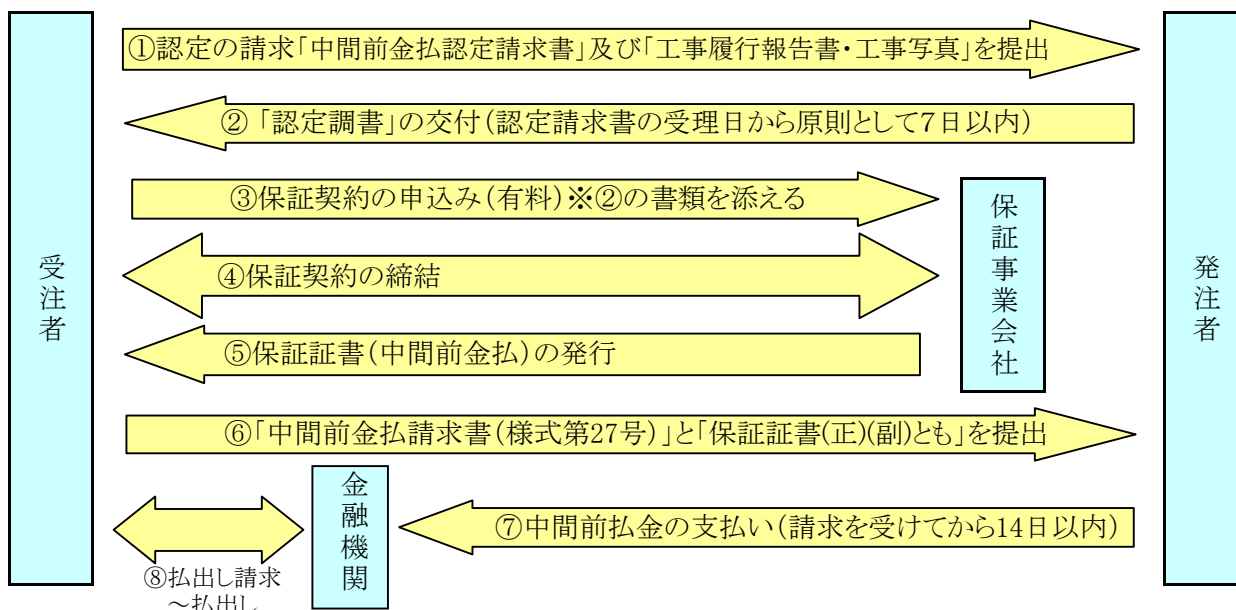


## < 中間前金払の流れ(手続きフロー) >



### <対象工事>

契約金額が 300万円(建築工事にあつては 600万円)以上の工事のうち、既に前金払の支払いを受けた土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)で、次の全ての要件を満たしているもの。

### <認定要件>

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- (3) 既に行われた作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。  
(搬入済みの材料等に係る請負代金額相当額を含みます。)

### <中間前金払の額>

契約金額の10分の2以内の額とします。ただし、当初の支払いをした前払金と中間前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えることはできません。

### ①認定の請求

受注者は、中間前金払を請求しようとするときは、あらかじめ「中間前金払認定請求書(様式第1号)」に「工事履行報告書(様式第2号)及び工事写真」を添えて、原則として監督職員に提出し、中間前金払に関する認定の請求をします。

### ②認定調書の交付

発注者は、認定請求に基づき審査した結果、認定要件を満たしている場合は、受注者に対して、原則として認定請求書を受理した日から7日以内に「中間前金払認定調書(様式第3号)」を交付します。この場合において、工事履行報告書の数値等に疑義があるときは、受注者に当該数値等の根拠となる資料の提出を求めることがあります。

### ③保証契約の申し込み

受注者は、保証事業会社に対して「中間前金払認定調書(様式第3号)」を添えて、中間前金払に係る保証契約を申し込みます。(有料)

### ④⑤保証契約の締結及び保証証書の発行

保証事業会社と保証契約を締結することにより、「中間前金払保証証書」が発注者に発行されます。

### ⑥支払請求

受注者は、「中間前金払請求書(様式第27号)」に「中間前金払保証証書(正)(副)」を添えて、工事主管課に提出します。(1万円未満の端数については、切り捨ててください。)

### ⑦支払い

発注者は、請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払います。(振込口座は前金払と同じ口座)

※なお、中間前金払と部分払は併用できますが、部分払の支払を受けた後に、中間前金払の請求はできません。